



静岡県経済産業部

企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

○主な更新

【掲載終了】

- ・県制度融資「経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」
- ・県制度融資「再生企業支援貸付」（新型コロナウイルス感染症対応枠）
- ・L P ガス料金高騰対策緊急支援事業費助成
- ・特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成
- ・施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業費
- ・荒茶工場燃料価格高騰緊急支援事業費
- ・家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業費
- ・農地・農業用水路等資源保全管理推進事業費助成
- ・漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業費
- ・（経済産業省）中小企業等事業再構築促進事業

【新規掲載】

- ・県制度融資「経済変動対策貸付」の要件緩和
- ・（厚生労働省）業務改善助成金
- ・プロフェッショナル人材確保事業費補助金／副業・兼業人材確保事業費補助金

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和7年6月30日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

資金繰りについて相談したい。	県制度融資「経済変動対策貸付」	1
	県制度融資「経済変動対策貸付」の要件緩和	2
	参 考 （静岡県信用保証協会） 総合相談センター	3
新エネ・省エネ設備導入について相談したい。	県制度融資「脱炭素支援資金」	4
最低賃金の引き上げに取り組みたい。	参 考 （厚生労働省） 業務改善助成金	5
新たなビジネスモデルの構築などに取り組みたい。	小規模企業経営力向上事業費補助金	6
経営課題やデジタル化について専門家に相談したい。	中小企業等専門家派遣事業	7
ロボットやIoTなどの製品を導入したい	参 考 （中小機構） 中小企業省力化投資補助金	8
就職相談、キャリアカウンセリング等の各種アドバイスを受けたい。	しずおかジョブステーション運営事業	9
資格の取得やスキルアップをして再就職したい。	離職者等再就職支援事業	10
デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を受けたい。	デジタル化等促進職業訓練事業	11
静岡県へのU I ターン就職をしたい。	静岡UIターン就職サポート事業	12
新卒者等の採用に向けて、インターンシップを導入したい。	静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク	13
首都圏等のプロフェッショナル人材や副業・兼業人材を活用したい。	プロフェッショナル人材確保事業費補助金 副業・兼業人材確保事業費補助金	14

企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

適切な価格転嫁に取り組みたい。	パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)	15
経営上の課題等を相談したい。	各種相談窓口一覧	16 17

【参考】国や産業支援機関のホームページ

・中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。



※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」では、
県だけでなく国や市町、産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。



県制度融資「経済変動対策貸付」

売上が減少、経営改善する中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

※米国関税措置の影響を受けた事業者は次頁も確認ください。

項 目	内 容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	次の①～⑦のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少 ②最近6か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 ③最近3か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で15%以上減少 ④最近6か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で10%以上減少 ⑤最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少 ⑥セーフティネット7号の認定を取得 ⑦危機関連保証を利用するもの
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.50%（セーフティネット2号、4号、危機関連保証） 1.60%（普通保証、セーフティネット5号、7号保証）
保証制度 保証料率	（普通） 0.28%～1.20% （セーフティネット2号、4号） 0.60% （セーフティネット5号） 0.58% （セーフティネット7号） 0.50% （危機関連保証） 0.80%

お問合せ
先等

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028456.html>



県制度融資「経済変動対策貸付」の要件緩和

米国関税措置による影響を受けた事業者が「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。

※現行の「経済変動対策貸付」もご利用いただけます。

資金名	経済変動対策貸付 (現行)	経済変動対策貸付 (米国関税措置の影響による場合)
融資対象者	県内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業、組合	
融資要件	○売上高減少要件 最近3か月間の売上高が前年同期比で<u>10%</u>以上減少している中小企業者 ○対象 全業種	○売上高減少要件 米国関税措置により、<u>直近1か月</u>の売上高が前年同月比<u>5%</u>以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比で<u>5%</u>以上減少することが<u>見込まれる</u>中小企業者 ○対象 全業種
資金使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で <u>8,000万円</u>
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	
融資利率	1.50%または1.60%（固定）	
保証制度	信用保証協会の保証必須	
	・普通保証（0.28～1.20%） ・SN保証等（0.50%～0.80%）	・普通保証（0.28～1.20%） ・SN5号（0.58%）
取扱期間	通年	令和7年6月11日～令和8年3月31日

お問合せ先等

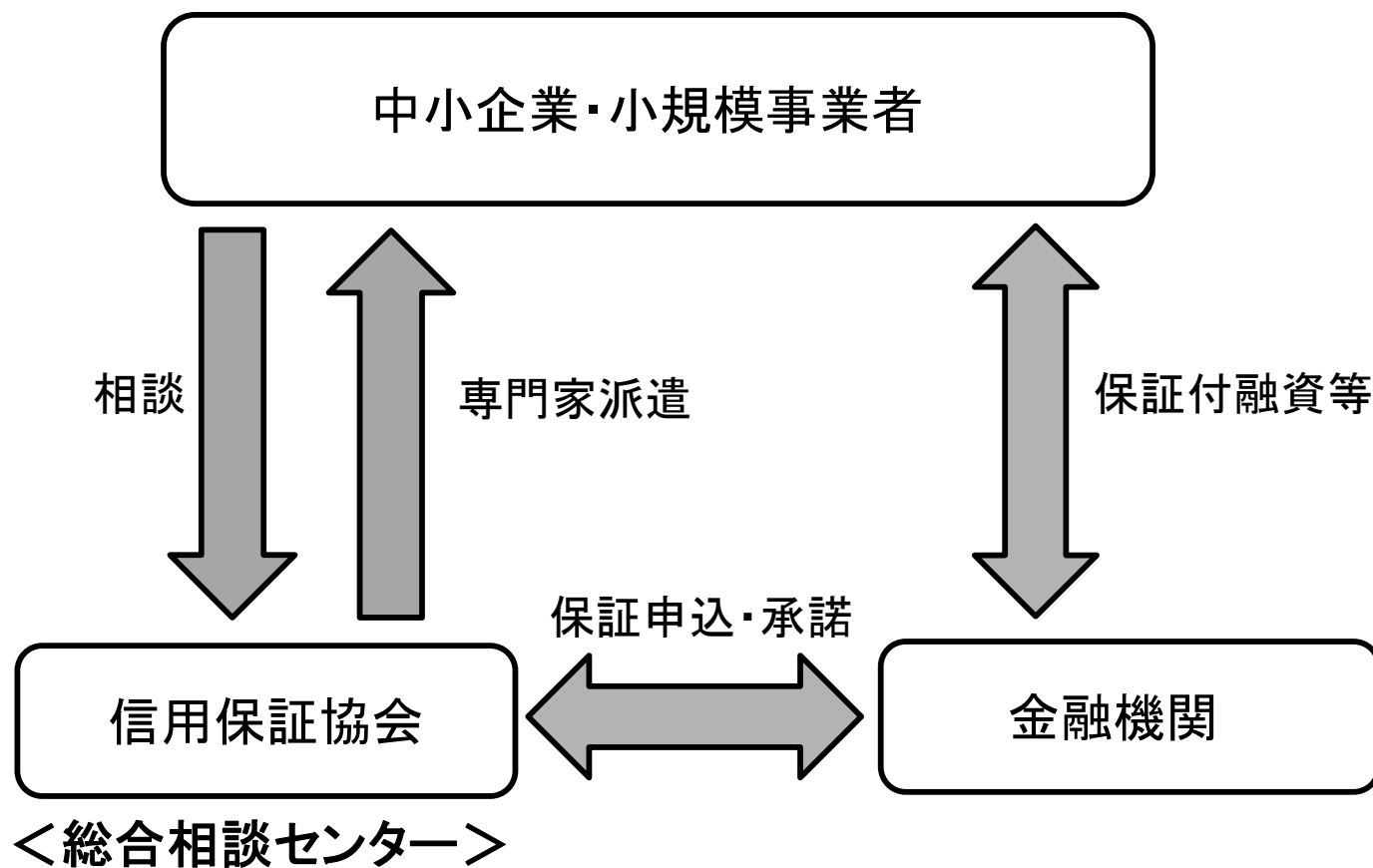
県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1073102.html>



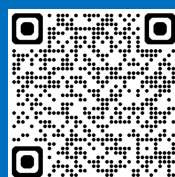
【静岡県信用保証協会】 総合相談センター

静岡県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者を対象に、ライフステージに応じたさまざまな相談にお応えする総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。



保証付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会
中部総合相談センター（0120-783-507）
（本店）
西部総合相談センター（0120-783-508）
（浜松支店）
東部総合相談センター（0120-783-509）
（沼津支店）



<https://www.cgc-shizuoka.or.jp>

県制度融資「脱炭素支援資金」

新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組を支援する中小企業向け制度融資です。

項 目	内 容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	① 新エネ・省エネ設備等を導入しようとするもの ア 下記の8設備を導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省エネ効果のある設備等を導入する場合（特別型） [太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備] イ それ以外（一般型） ② 温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出したもの ③ EV、FCV等の温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入しようとするもの ④ 環境性能評価（CASBEE静岡）でBEEランクがS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーション：3億円）
融資期間	10年以内（据置期間：1年以内）
融資利率	1.40%以内【利子補給0.67%以内】 （上記①イと②の場合1.60%以内【利子補給0.47%以内】）
保証制度 保証料率	（普通、エネルギー需給安定対策）0.30%～1.30% （エネルギー対策）0.98%

お問合せ先等

県内金融機関

商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028449.html>



(厚生労働省) 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

対象事業者・申請の単位	1. 中小企業・小規模事業者であること。 2. 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。 3. 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。 ⇒以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。	
対象となる設備投資など	助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。	
	経費区分	対象経費の例
	機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
	経営コンサルティング	・国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
助成金額の計算方法	その他	・顧客管理情報のシステム化
	助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額を比較し、いずれか安い方の金額となります。 ※助成上限額・助成率等は、最低賃金の引き上げ額、引き上げる労働者数、事業場規模等により異なりますので、詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。	

お問合せ先等

業務改善助成金コールセンター（平日 9 : 00～17 : 00）
（0120-366-440）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



小規模企業経営力向上事業費補助金

物価高騰等による経営環境の変化に対応した、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する小規模事業者を支援します。

区 分	内 容
対象	○事業 以下の要件のすべてを満たすもの ①新たに取り組む又は既存のものを大幅に改善するもの ②新たな需要開拓又は生産性向上を目指すもの ③将来の経営革新計画承認取得を目指すもの ○経費 ・開発費、機械装置等費、展示会等出展費、専門家謝金、外注費等 ○事業者 ・物価高騰の影響を受けている小規模事業者
補助額	○補助率 補助対象経費の 2 / 3 以内 ○限度額 50万円
期間	交付決定日から令和 8 年 1 月10日まで
募集期間	令和 7 年 6 月 1 0 日から 7 月2 2 日まで
申請書の 入手先	静岡県経営支援課のHP https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html

経営支援課（054-221-2807）

お問
合せ
先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html>



中小企業等専門家派遣事業

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511



お問合せ先等

経営支援課 (054-221-2526)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040798/1043026.html>

(中小機構) 中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

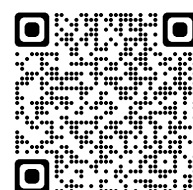
補助対象事業	人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むもの			
補助対象経費	省力化製品の設備投資における（１）製品本体価格、（２）導入に要する費用（導入経費）			
補助率等	従業員数	補助率	補助上限額	賃上達成した場合※
	5名以下	1/2	200万円	300万円
	6～20名		500万円	750万円
	21名以上		1,000万円	1,500万円
	※補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。			

※公募期間や公募条件等の最新の情報は、中小企業省力化投資補助事業事務局 ホームページをご確認ください。

お問合せ
先等

補助事業事務局コールセンター（9時30分～17時30分）
（0570-099-660 または03-4335-7595）
中小企業省力化投資補助事業事務局HPをご参照ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者など求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施しています。

区 分	内 容
就職相談・心の健康相談	○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職サポーターが行います。 ○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。
外国人向けの相談	○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しずおかジョブステーション西部：ポルトガル語)
セミナー	○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル 2 階 ○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル 3 階 ○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中央区中央1-12-1 県浜松総合庁舎 1 階

お問合せ先等

産業人材課（054-221-2825）

<https://jobsta.pref.shizuoka.jp/>

離職者等再就職支援事業

離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施します。

区 分	内 容
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)
申 込 先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関
訓練期間	2～24ヶ月（訓練コースによって異なります。）
訓練内容	○介護分野、デジタル分野、パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務　ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。  職業能力開発課 離転職者訓練 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、工科短期大学校等にお問い合わせください。
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス Tel055(925)1072 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス Tel054(345)3098 <西部> 浜松技術専門校 Tel053(462)5602

お問
合せ先等

職業能力開発課（054-221-2821）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html>

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施します。

区 分		内 容
ご利用 いただける方		原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容		3次元設計、I o T活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
訓練 内 容	デジタル化対応	○在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（C A E）など ○企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など （静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など） ○情報通信分野 I o Tを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど ○その他の成長産業分野 3 Dプリンタ活用、非鉄金属加工など 職業能力開発課 在職者訓練 詳細は、以下のHPをご覧ください。  https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html
実施機関		工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

静岡UIターン就職サポート事業

静岡UIターン就職サポートセンターでは、**静岡県へのUIターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています**。静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナーや模擬面接の指導まで、就活を徹底的にサポートします。

区 分	内 容
就職相談・キャリアカウンセリング	○キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。 あなたの希望や適性に合った企業を探し、就職まで徹底サポート。 模擬面接指導も受けられます。 ○対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	○静岡県へUIターン就職するためのポイントや県内企業情報、先輩社員とのオンライン交流会など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。 ○詳細については、静岡UIターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→https://shizuoka-de.com/
場 所	○静岡県移住相談センター(有楽町) (0120-025-023) 場所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 8 階ふるさと回帰支援センター内

お問合せ先等

産業人材課 (054-221-2825)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/ui/1026307.html>

静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク

静岡県では、就職活動におけるインターンシップの重要性の高まりを受け、**静岡県内の中小企業を対象に、インターンシップの効果的な運営や実施内容の充実等、具体的な助言を行う相談窓口を設置しました。**

区 分	内 容
対象及び 支援内容 (※1)参照	(1) インターンシップ未実施企業 インターンシップ導入に向けた学生のニーズを踏まえた、効果的なインターンシップの設計、運営などに対する支援。
	(2) インターンシップ実施企業 既に実施しているインターンシップの内容の充実を図るための、具体的な支援など。
相談及び 受付時間 (※2)参照	(1) 電話 (070-2286-3404) 月曜日から金曜日の13:00から17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は除く
	(2) 受付フォーム(https://forms.gle/PJDJinUK1Da95zN99) 24時間受付 ※連絡は、平日(月から金)の13:00~17:00となります。
その他	(※1) 支援対象については、下記URLの要件をご確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html (※2) 相談方法については、電話、メール及びオンラインからお選びいただけます。

お問
合せ
先等

産業人材課 (054-221-2573)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html>

プロフェッショナル人材確保事業費補助金

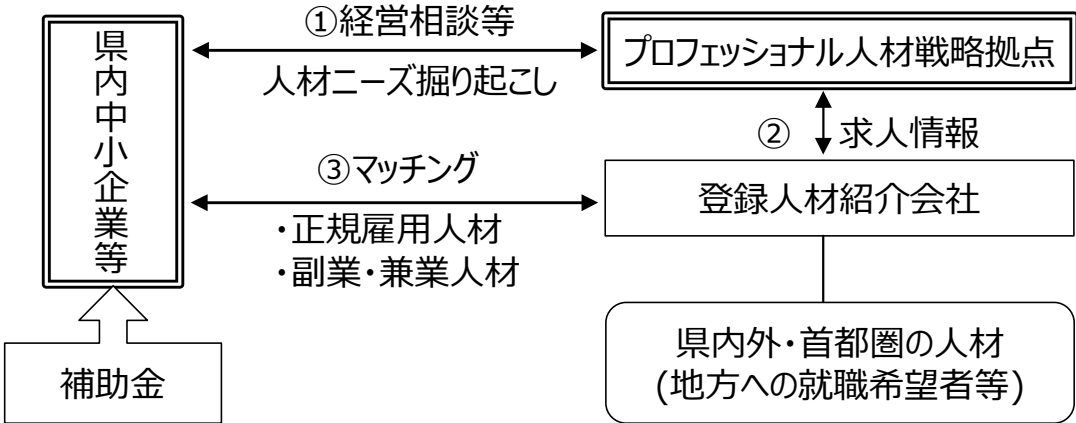
副業・兼業人材確保事業費補助金

県内中小企業等が、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して、首都圏等に在住するプロフェッショナル人材を正規雇用したり、副業・兼業人材を受け入れたりする取組を支援します。

区分	プロフェッショナル人材確保事業費補助金	副業・兼業人材確保事業費補助金	
雇用形態	正規雇用	副業・兼業	
対象経費	○登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料	特別型 (初めて副業・兼業人材を活用)	一般型
		○人材紹介手数料 ○人材の交通費・宿泊費 ○人材への報酬	○人材紹介手数料 ○人材の交通費・宿泊費
補助率	1 / 2 以内 (上限120万円)	8 / 10以内 (上限50万円)	1 / 2 以内 (上限30万円)

<スキーム>

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点へ経営相談いただくことが前提となります。



～まず、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点へご相談ください～

静岡拠点	浜松分室
静岡市葵区黒金町20-8 (静岡商工会議所2F) TEL. 054-653-1015	浜松市中央区東伊場2-7-1 (浜松商工会議所内) TEL. 090-5038-4204

【制度関係】産業人材課 (054-221-2825)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishi/n/1045890/1026188.html>

お問合せ先等

パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)

内閣府・中小企業庁・(公財)全国中小企業振興機関協会

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
 - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
 - 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
 - その他独自の取組※下請中小企業振興法に基づく基準
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)
- ②「宣言」は(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用可能
- ④一部の補助金について加点措置を講じます。
 - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。



「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>



静岡県

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

＜優遇措置・メリット等＞

- 県補助金の加点措置等の実施
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引適正化に関連する講習会や価格交渉支援セミナーを開催
- 適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置
 - ・(公財)静岡県産業振興財団下請振興事業 (054-273-4433)

経済産業部 商工業局 商工振興課・地域産業課

TEL: 054-221-2512

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>



お問合せ
先等

各種相談窓口一覧

中小企業、小規模企業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える 経営課題についてワンストップで対 応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階
静岡県中小企業活性化協議会 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	経営面の課題を抱える中小事業 者に伴走し、金融機関等と協力し ながら実践的、効果的に支援	電話 054-253-5118 静岡市葵区黒金町 20-8 静岡商工会議所会館3階
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30~17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営 上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階
下請かけこみ寺 [(公財)静岡県産業振興財団] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小事業者が抱える取引上のト ラブル(代金未払い、単価引き 下げ要求、買いたたきなど)につ いて、専門家が問題解決に向け て助言	電話 0120-418-618 ※全国共通 静岡県内からかけると 静岡県のかけこみ寺に つながります。 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階

最寄りの商工会議所・商工会でも各種相談を受け付けています。
いずれの窓口も相談は無料です。

【参考】専門家派遣

区分	内容	連絡先
中小企業等専門家派遣事業 [(公財)静岡県産業振興財団]	中小企業者等が抱える経営上の 問題(物価高騰に関連する課題 も含まれます)に対して専門家を 派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済 会館4階
小規模企業ビジネスパワーアップ 支援事業 [商工会議所・商工会]	小規模事業者の多岐に渡る経営 上の課題(物価高騰に関連する 課題も含まれます)の解決に向け て、要請に応じて専門家を派遣し 助言 ※経費の1/3は自己負担	最寄りの商工会議所・商工会 静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080

各種相談窓口一覧

農業経営に関する各種相談は、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県農業経営・就農支援センター 〔（公社）静岡県農業振興公社内〕 9:30～12:00, 13:00～17:00 (年末年始・土日祝日を除く)	農業者が抱える経営課題について 対応	電話 054-250-8988 静岡市葵区茶町 2-8-1銀行会館内 

農林水産業に関するご相談は、下記連絡先にお問い合わせください。

※9:30～12:00, 13:00～17:15 (年末年始・土日祝日を除く)

窓口	相談分野	連絡先
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	農業戦略課 農産振興課	054-221-2669 054-221-3299
賀茂農林事務所 下田市中531-1	企画経営課 森林整備課	0558-24-2076 0558-24-2082
東部農林事務所 沼津市高島本町1-3	企画経営課 森林整備課	055-920-2160 055-920-2169
富士農林事務所 富士市本市場441-1	企画経営課 森林整備課	0545-65-2321 0545-65-2202
中部農林事務所 静岡市駿河区有明町2-20	企画経営課 森林整備課	054-286-9276 054-286-9066
志太榛原農林事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1	企画経営課 森林整備課	054-644-9225 054-644-9243
中遠農林事務所 磐田市見付3599-4	企画経営課 森林整備課	0538-37-2285 0538-37-2301
西部農林事務所 浜松市中央区中央1-12-1	企画経営課	053-458-7209
西部農林事務所 天竜農林局 浜松市天竜区二俣町鹿島559	森林整備課	053-926-3124
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	水産振興課	054-221-2744
水産・海洋技術研究所 焼津市鰯ヶ島136-24	普及総括班	054-627-1816